

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 42 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付したはずである。申立期間当時は、区の出張所で保険料を納付し、年金手帳に領収印を押してもらったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の被保険者に係る国民年金手帳の交付年月日から昭和 43 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 60 歳に到達する月の前月（平成 19 年*月）までの保険料を全て納付しており、申立期間は 6 か月と短期間であることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳の発行日から昭和45年5月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であり、申立人は、申立期間直後の同年4月から60歳に到達する月の前月（平成20年*月）までの保険料は全て納付済みである。

また、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、国民年金の拠出制度が開始された昭和36年4月から60歳に到達する月の前月（55年*月）までの保険料を完納しており、母親の納付意識の高さが認められ、母親から申立人の保険料を遡って納付していたことを聞いたとする申立内容を踏まえれば、申立期間の保険料についても納付されていたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで
私が申立期間当時に勤務していた会社の社長は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳の発行日から昭和48年5月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、申立人が20歳に到達した昭和46年*月から厚生年金保険の被保険者資格を取得した月の前月の63年12月までの保険料は、申立期間を除き、全て納付されていること（厚生年金保険被保険者期間と重複する昭和46年3月から同年8月までの保険料については平成21年3月に還付決議が行われている。）が確認でき、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付されていたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで
A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及びB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社の元役員を含む複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は両社において申立期間を含め継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社及びB社の給与計算を受託していた税理士は、申立人は申立期間も含め継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除したと思うが、B社が昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間の保険料はA社で控除したものと考える旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 27 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳並びにA社から提出された平成 18 年 7 月に係る入出金一覧表、申立人の同年 6 月分の給与明細一覧表及び他の従業員の同年夏に係る賞与明細一覧表並びに同社の担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の振込額から試算される賞与額及び保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成23年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(控)、金融機関から提出された申立人の平成23年1月から同年7月までの期間に係る普通預金元帳及び同社役員の供述から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書(控)において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記役員は、当時の資料が保管されておらず申立てどおりの届出を行ったか不明としているが、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が平成23年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月8日から同年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和41年5月21日付けでB支店（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）からC支店に異動となった辞令を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の辞令、A社提出の個人別人事台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和41年5月21日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 28 万円、16 年 12 月 10 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 16 年 12 月

A 病院（現在は、B 法人）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。各申立期間において賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 法人から提出された給与支給明細書、C 厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録及び平成 20 年 4 月 4 日に A 病院が社会保険事務所（当時）に届け出た賞与支払届から判断すると、申立人は、15 年 7 月 10 日及び 16 年 12 月 10 日に、同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 10 日は 28 万円、16 年 12 月 10 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 法人は、当時の資料が保管されておらず、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を平成 17 年 11 月 30 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 30 日から同年 11 月 30 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は育児休業中で保険料を免除されていたが、会社と相談して平成 17 年 11 月 29 日に退職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社発行の退職証明書及び B 社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間に A 社に在籍していたことが認められる。

また、厚生年金保険法第 81 条の 2 では、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録によると、事業主は、上記規定に基づき、申立人の育児休業期間中（平成 17 年 1 月 29 日から同年 12 月 2 日まで）に係る保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

したがって、育児休業期間中である申立期間については保険料の徴収が行われないことから、たとえ、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 17 年 11 月 30 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年9月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A社に勤務していた期間の標準賞与額の記録が無い。育児休業期間中ではあったが賞与を受けたので、申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2004年分 賃金台帳」により、申立人は、平成16年6月10日に同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、厚生年金保険法第 81 条の 2 では、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、上記規定に基づき、申立人の育児休業期間中（平成 16 年 3 月 9 日から同年 11 月 30 日まで）に係る保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

このため、育児休業期間中である申立期間に申立人へ支払われた賞与については保険料の徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、当該賞与額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる賞与額から、24 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主の回答及び元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東東京国民年金 事案 13946 (事案 728 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正するよう申し立てたが認められなかった。前回の審議結果に納付できないので、再度調査の上、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年2月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成20年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月の付加保険料及び 60 年 4 月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月
② 昭和 60 年 4 月

私は、昭和 57 年 12 月に会社を退職した後すぐに国民年金の再加入手続及び付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。また、60 年 4 月にも同様の手続を行い、付加保険料を含む保険料を納付した。申立期間①の付加保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の付加保険料を納付するためには、制度上、昭和 57 年 12 月に付加保険料納付の申出を行わなければならないが、申立人が所持する国民年金手帳には、付加保険料納付の申出を翌月の 58 年 1 月 14 日に行った旨が記載されている。

申立期間②については、当該期間は申立人が昭和 60 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、翌月に同資格を取得するまでの未加入期間であり、申立人が当該期間の国民年金の被保険者資格取得の届出を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が昭和 57 年 12 月の付加保険料及び 60 年 4 月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、57 年 12 月の付加保険料及び 60 年 4 月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 57 年 12 月の付加保険料及び 60 年 4 月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から平成2年10月1日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬と比べて低くなっている。標準報酬月額が減額訂正された時期の会社の経営状況は悪くなかったと記憶しており、このような手続は社会保険事務所（当時）が勝手に行ったと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和60年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から2年9月までは53万円と記録されていたところ、9年5月7日付けで、昭和60年10月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から2年9月までは8万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間を含め現在まで、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された基金掛金の平成8年度滞納処分票から、同社が基金掛金を滞納していた記載や申立人が経理担当責任者として基金職員と対応をしていた記載が確認できる。

さらに、A社に勤務していた複数の元従業員は、平成9年5月当時、申立人が従業員に対し、業績不振のため自身の標準報酬月額を減額したが、従業員も厚生年金保険から国民年金へ切り替えてほしい旨の要請を行ったとし、また、社会保険関係業務を含め経営全般の権限は申立人が有していた旨供述している。

以上のことから、申立人は上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標

準報酬月額に係る減額訂正処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 49 年 3 月 1 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が、期間は特定できないが、昭和 52 年 7 月 1 日より前も前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社において経理部長であったとする者は、同社は設立時に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、途中から本社の事務担当の従業員に限って厚生年金保険に加入させることとなり、適用事業所となったが、適用事業所となるまでの期間において、従業員の給与から保険料を控除したことはない旨供述しているほか、上記元従業員のうちの一人は、自分が同社に入社した昭和 52 年 4 月は会社が厚生年金保険に加入していなかったため、上司に交渉して同年 7 月から厚生年金保険に加入することとなった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 11 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳によると、申立期間に係る厚生年金保険料控除額が計上されているが、同社から提出された平成 19 年分給与所得の源泉徴収票における同社分の社会保険料等の金額は、当該賃金台帳における同年分の社会保険料の合計金額から申立期間に係る社会保険料を除いた金額（雇用保険料のみ含む。）と一致していることが確認できる。

なお、A社から提出された平成 20 年分給与所得の源泉徴収票及び賃金台帳を検証したところ、申立期間に係る厚生年金保険料を遅れて控除した事情はうかがえない。

また、申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書によると、当該賞与から控除された社会保険料は雇用保険料のみであり、当該賞与明細書に記載された差引支給額と申立人から提出された預金通帳に記載されている当該賞与に係る振込額は一致していることから、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、提出した資料以外は何も無く、賃金台帳が賞与明細書及び源泉徴収票と一致していない理由は分からない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。